

第3期行財政改革プログラム(案)修正事項  
新旧対照表(案)

平成30年5月22日

ページ	現行	修正後	備考																																				
5	<p>【退職手当支給水準の引下げ】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>時期</th> <th>調整率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成25年7月1日より前</td> <td>104/100</td> </tr> <tr> <td>平成25年7月1日から 平成26年3月31日</td> <td>98/100</td> </tr> <tr> <td>平成26年4月1日から 平成27年3月31日</td> <td>92/100</td> </tr> <tr> <td>平成27年4月1日以降</td> <td>87/100</td> </tr> </tbody> </table>	時期	調整率	平成25年7月1日より前	104/100	平成25年7月1日から 平成26年3月31日	98/100	平成26年4月1日から 平成27年3月31日	92/100	平成27年4月1日以降	87/100	<p>【退職手当支給水準の引下げ】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>時期</th> <th>調整率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成25年7月1日より前</td> <td>104/100</td> </tr> <tr> <td>平成25年7月1日から 平成26年3月31日</td> <td>98/100</td> </tr> <tr> <td>平成26年4月1日から 平成27年3月31日</td> <td>92/100</td> </tr> <tr> <td>平成27年4月1日<u>から</u> 平成30年3月30日</td> <td>87/100</td> </tr> <tr> <td>平成30年3月31日</td> <td>85.35/100</td> </tr> <tr> <td>平成30年4月1日以降</td> <td>83.7/100</td> </tr> </tbody> </table>	時期	調整率	平成25年7月1日より前	104/100	平成25年7月1日から 平成26年3月31日	98/100	平成26年4月1日から 平成27年3月31日	92/100	平成27年4月1日 <u>から</u> 平成30年3月30日	87/100	平成30年3月31日	85.35/100	平成30年4月1日以降	83.7/100	平成30年3月の堺市職員退職手当支給条例の一部改正に伴い、修正するもの												
時期	調整率																																						
平成25年7月1日より前	104/100																																						
平成25年7月1日から 平成26年3月31日	98/100																																						
平成26年4月1日から 平成27年3月31日	92/100																																						
平成27年4月1日以降	87/100																																						
時期	調整率																																						
平成25年7月1日より前	104/100																																						
平成25年7月1日から 平成26年3月31日	98/100																																						
平成26年4月1日から 平成27年3月31日	92/100																																						
平成27年4月1日 <u>から</u> 平成30年3月30日	87/100																																						
平成30年3月31日	85.35/100																																						
平成30年4月1日以降	83.7/100																																						
8	<p>(元市職員・現市職員関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">種別</th> <th>平成21年度(人) (うち解散団体)</th> <th>平成28年 度(人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">役員</td> <td>元市職員</td> <td>34(8)</td> <td><u>24</u></td> </tr> <tr> <td>現市職員</td> <td>64(18)</td> <td><u>7</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">職員</td> <td>市OB職員</td> <td>141(52)</td> <td><u>51</u></td> </tr> <tr> <td>市派遣職員</td> <td>74(14)</td> <td><u>39</u></td> </tr> </tbody> </table>	種別		平成21年度(人) (うち解散団体)	平成28年 度(人)	役員	元市職員	34(8)	<u>24</u>	現市職員	64(18)	<u>7</u>	職員	市OB職員	141(52)	<u>51</u>	市派遣職員	74(14)	<u>39</u>	<p>(元市職員・現市職員関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">種別</th> <th>平成21年度(人) (うち解散団体)</th> <th>平成29年 度(人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">役員</td> <td>元市職員</td> <td>34(8)</td> <td><u>22</u></td> </tr> <tr> <td>現市職員</td> <td>64(18)</td> <td><u>7</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">職員</td> <td>市OB職員</td> <td>141(52)</td> <td><u>44</u></td> </tr> <tr> <td>市派遣職員</td> <td>74(14)</td> <td><u>41</u></td> </tr> </tbody> </table>	種別		平成21年度(人) (うち解散団体)	平成29年 度(人)	役員	元市職員	34(8)	<u>22</u>	現市職員	64(18)	<u>7</u>	職員	市OB職員	141(52)	<u>44</u>	市派遣職員	74(14)	<u>41</u>	表記を統一するもの
種別		平成21年度(人) (うち解散団体)	平成28年 度(人)																																				
役員	元市職員	34(8)	<u>24</u>																																				
	現市職員	64(18)	<u>7</u>																																				
職員	市OB職員	141(52)	<u>51</u>																																				
	市派遣職員	74(14)	<u>39</u>																																				
種別		平成21年度(人) (うち解散団体)	平成29年 度(人)																																				
役員	元市職員	34(8)	<u>22</u>																																				
	現市職員	64(18)	<u>7</u>																																				
職員	市OB職員	141(52)	<u>44</u>																																				
	市派遣職員	74(14)	<u>41</u>																																				

ページ	現行	修正後	備考																														
8	<p>(元市職員の外郭団体役員報酬基準額) 以下のとおり、他の政令指定都市と比較しても最も低い水準で基準額を設定しています。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>基準額 [年額]</th> <th>限度額 [年額]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>理事長</td> <td>4,270,800円</td> <td>5,514,000円</td> </tr> <tr> <td>副理事長</td> <td>(4,334,400円)</td> <td>(5,596,800円)</td> </tr> <tr> <td>専務理事</td> <td>4,092,000円</td> <td>5,283,600円</td> </tr> <tr> <td>常務理事</td> <td>(4,154,400円)</td> <td>(5,364,000円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※かっこ書きは、平成26年度以前の退職者 ※平成29年4月現在</p>		基準額 [年額]	限度額 [年額]	理事長	4,270,800円	5,514,000円	副理事長	(4,334,400円)	(5,596,800円)	専務理事	4,092,000円	5,283,600円	常務理事	(4,154,400円)	(5,364,000円)	<p>(元市職員の外郭団体役員報酬基準額) 以下のとおり、他の政令指定都市と比較しても最も低い水準で基準額を設定しています。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>基準額 [年額]</th> <th>限度額 [年額]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>理事長</td> <td>4,291,200円</td> <td>5,540,400円</td> </tr> <tr> <td>副理事長</td> <td>(4,350,000円)</td> <td>(5,616,000円)</td> </tr> <tr> <td>専務理事</td> <td>4,112,400円</td> <td>5,310,000円</td> </tr> <tr> <td>常務理事</td> <td>(4,168,800円)</td> <td>(5,382,000円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※かっこ書きは、平成26年度以前の退職者 ※平成30年4月現在</p>		基準額 [年額]	限度額 [年額]	理事長	4,291,200円	5,540,400円	副理事長	(4,350,000円)	(5,616,000円)	専務理事	4,112,400円	5,310,000円	常務理事	(4,168,800円)	(5,382,000円)	<p>平成30年3月に基準額・限度額が改正(平成29年4月から適用)されたことに伴い、修正するもの</p>
	基準額 [年額]	限度額 [年額]																															
理事長	4,270,800円	5,514,000円																															
副理事長	(4,334,400円)	(5,596,800円)																															
専務理事	4,092,000円	5,283,600円																															
常務理事	(4,154,400円)	(5,364,000円)																															
	基準額 [年額]	限度額 [年額]																															
理事長	4,291,200円	5,540,400円																															
副理事長	(4,350,000円)	(5,616,000円)																															
専務理事	4,112,400円	5,310,000円																															
常務理事	(4,168,800円)	(5,382,000円)																															
12 35 54	社会保障関連費	社会保障関係費	一般的な表現に改めるもの																														
13	(注)「中長期財政収支見込(一般会計)について(平成28年度から37年度)」より作成	(注)「中長期財政収支見込(一般会計)について(平成28年度から37年度)」より作成	誤字を改めるもの																														
24	⑥ 区民評議会の答申・提言を反映した施策・事業の実施 【各区役所企画総務課】	⑥ 区民評議会の答申・提言を反映した施策・事業の実施 【各区役所企画総務課、 <u>市民人権総務課</u> 】	「堺市区民評議会条例」を所掌する市民人権総務課も所管課として追記するもの																														
49	団体の更なる会員増強と就業拡大を図るための新規事業への参入、調査研究を促進することで、自主財源の確保につなげ、安定的な経営基盤を <u>目指す</u> 。	団体の更なる会員増強と就業拡大を図るための新規事業への参入、調査研究を促進することで、自主財源の確保につなげ、安定的な経営基盤を <u>めざす</u> 。	表記を統一するもの																														

第3期行財政改革プログラム（案）修正事項  
新旧対照表（案）

行革推進本部会議資料(資料2)

平成30年5月22日

ページ	現行	修正後	備考
59	〔目標〕 ・平成30年度以降 原池公園に整備する野球場での新たな歳入確保の導入	〔目標〕 ・平成30年度以降 原池公園に整備する野球場での新たな歳入確保策の導入	脱字を改めるもの
59	〔行革効果額〕 ・平成30年度： <u>23</u> 百万円 ・平成31年度： <u>36</u> 百万円 ・平成32年度： <u>48</u> 百万円	〔行革効果額〕 ・平成30年度： <u>24</u> 百万円 ・平成31年度： <u>37</u> 百万円 ・平成32年度： <u>49</u> 百万円	平成30年3月に議決された「第7期介護保険事業計画」における介護保険料に基づく行革効果額に修正するもの
62	「民でできることは民で」と多様な主体の協働のさらなる推進	「民でできることは民に」と多様な主体の協働のさらなる推進	表記を統一するもの